

2 こころ自治会役員選出基準細則

『こころ』自治会役員選出基準細則

第1条(目的)

この選出基準は、『こころ』自治会役員選出の準備段階の細則として設ける。

第2条(役員候補者の選出)

役員は公募による立候補、又は、推薦により決定する事とし、各班において役員候補者の選出は行わない。

各班の候補者選出は、街区長、班長のみとする。

- 1 次年度会長の選出にあたっては、現年の役員の中から推薦を原則とする。
- 2 1の選出方法で該当者が不在の場合は現年の会長と過去の会長経験者(現年より2代遡って)及び副会長、部長による合議制により決定する。

第3条(役員候補者の職務分担)

- 1 前条により立候補者のなかで、次の担当職務を互選により決定する。

また、班長は各部の部員を兼任する。

- 1 会長 2 副会長 3 文化・社会福祉部 4 体育部 5 環境部 6 防災・防犯部
7 総務・会計・広報部 8 各副部長

- 2 各班の候補者は街区内で担当職務(街区長・班長)を互選により決定する。

第4条(年度途中における班構成と役員候補者選出基準)

退会による会員減に伴い、班の構成は街区内で街区長、班長、該当班長と調整の上、改めて班を構成することができる。

変更された班の構成や街区長、班長の変更については、役員会に報告するものとする。

- 1 民生委員、児童委員については、役員候補者から免除されることができる。
- 2 会長の職務に従事したことがある会員の属する世帯は、役員候補者(班長を除く)の対象から免除されることができる。
- 3 何らかの理由により、年間を通して自治会の業務を行うことが難しいと役員候補者から申し出があった場合、街区内で調整できる。

第5条(改廃)

この細則の改廃は、役員会の審議を経て、決定事項を総会で報告する。

附 則

この細則は、令和 2年 11 月1日から施行する。

この細則は、令和 4年 4月1日から一部改正施行する。

この細則は、令和 4年 11月19日から一部改正施行する。

この細則は、令和 6年10月19日から一部改正施行する。